

改 正 案	現 行
<p>（措置命令等を発した場合における公示の方法）</p> <p>第一条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第五条第三項（法第五条の二第二項、法第五条の三第五項、法第八条第五項（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、<u>法第八条の二第七項</u>（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、法第八条の二の五第四項又は法第十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により総務省令で定める方法は、公報への掲載その他市町村長が定める方法とする。</p> <p>（防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない場合における防火管理者の資格）</p> <p>第二条の二 令第三条第二項の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる防火対象物とする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>2 令第三条第二項の総務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。</p> <p>一 防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原</p>	<p>（措置命令等を発した場合における公示の方法）</p> <p>第一条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第五条第三項（法第五条の二第二項、法第五条の三第五項、法第八条第五項（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、<u>法第八条の二第四項</u>（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、法第八条の二の五第四項又は法第十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により総務省令で定める方法は、公報への掲載その他市町村長が定める方法とする。</p> <p>（防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない場合における防火管理者の資格）</p> <p>第二条の二 令第三条第二項の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる防火対象物とする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>2 令第三条第二項の総務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。</p>

を有する者から、防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていること。

二 防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書を交付されており、かつ、当該内容について十分な知識を有していること。

三 防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、当該防火対象物の位置、構造及び設備の状況その他防火管理上必要な事項について説明を受けており、かつ、当該事項について十分な知識を有していること。

(防火管理に係る消防計画)

第三条 防火管理者は、令第三条の二第二項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第一号の二の届出書によりその旨を所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長に届け出なければならぬ。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

一 令第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物及び同項第二

一 防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書を交付されており、かつ、当該内容について十分な知識を有していること。

二 防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、当該防火対象物の位置、構造及び設備の状況その他防火管理上必要な事項について説明を受けており、かつ、当該事項について十分な知識を有していること。

(防火管理に係る消防計画)

第三条 防火管理者は、令第四条第三項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第一号の二の届出書によりその旨を所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長に届け出なければならぬ。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

一 令第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物及び同項第二

号に掲げる防火対象物（仮使用の承認を受けたもの又はその部分に限る。）

イ ト （略）

チ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること。

リ ズ （略）

二 （略）

2 防火管理上必要な業務の一部が当該防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物で勤務している者に限る。第四條第一項第二号、第二十八條の三第四項第二号ハ及び第二十九條第二号において同じ。）以外の者に委託されている防火対象物にあつては、当該防火対象物の防火管理者は、前項の消防計画に、当該防火管理上必要な業務（法第十七條の三の三の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等についての点検を除く。以下この項において同じ。）の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地。第四條第一項第二号において同じ。）並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法を定めなければならない。

3 5 （略）

6 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三條第一項の規定により東南

号に掲げる防火対象物（仮使用の承認を受けたもの又はその部分に限る。）

イ ト （略）

チ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の実施に関すること。

リ ズ （略）

二 （略）

2 防火管理上必要な業務の一部が当該防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物で勤務している者に限る。第二十八條の三第四項第二号ハ及び第二十九條第二号において同じ。）以外の者に委託されている防火対象物にあつては、当該防火対象物の防火管理者は、前項の消防計画に、当該防火管理上必要な業務（法第十七條の三の三の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等についての点検を除く。以下この項において同じ。）の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法を定めなければならない。

3 5 （略）

6 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三條第一項の規定により東南

海・南海地震防災対策推進地域として指定された地域（次項及び第四条第四項）において「推進地域」という。）に所在する令第一条の二第三項第一号に規定する防火対象物のうち、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十四号に規定する施設（同法第六条第一項に規定する者が管理するものを除き、同法第二条第一項に規定する東南海・南海地震（以下「東南海・南海地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。）の防火管理者は、第一項の消防計画に次に掲げる事項を定めなければならない。

一～三（略）

7（略）

8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域（次項及び第四条第六項）において「推進地域」という。）に所在する令第一条の二第三項第一号に規定する防火対象物のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第一号、第二号、第十三号、第十

海・南海地震防災対策推進地域として指定された地域（次項及び第四条の二第四項）において「推進地域」という。）に所在する令第一条の二第三項第一号に規定する防火対象物のうち、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十四号に規定する施設（同法第六条第一項に規定する者が管理するものを除き、同法第二条第一項に規定する東南海・南海地震（以下「東南海・南海地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。）の防火管理者は、第一項の消防計画に次に掲げる事項を定めなければならない。

一～三（略）

7（略）

8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域（次項及び第四条の二第六項）において「推進地域」という。）に所在する令第一条の二第三項第一号に規定する防火対象物のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第一号、第二号、第十三号、第十

四号及び第二十四号に規定する施設（同法第六条第一項に規定する者が管理するものを除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。）の防火管理者は、第一項の消防計画に次に掲げる事項を定めなければならない。

一～三（略）

9（略）

10 令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十)項イ又は(十一)項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第三条の二第二項の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない。

11（略）

（防火管理者の選任又は解任の届出）

第三条の二 法第八条第二項の規定による防火管理者の選任又は解任の届出は、別記様式第一号の二の二による届出書によつてしなければならない。

2（略）

四号及び第二十四号に規定する施設（同法第六条第一項に規定する者が管理するものを除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。）の防火管理者は、第一項の消防計画に次に掲げる事項を定めなければならない。

一～三（略）

9（略）

10 令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十)項イ又は(十一)項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第四条第三項の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない。

11（略）

（防火管理者の選任又は解任の届出）

第四条 法第八条第二項の規定による防火管理者の選任又は解任の届出は、別記様式第一号の二の二による届出書によつてしなければならない。

2（略）

(統括防火管理者の資格を有する者であるための要件)

第三条の三 令第四条の総務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。

一 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、それぞれが有する権限のうち、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていること。

二 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の内容について説明を受けており、かつ、当該内容について十分な知識を有していること。

三 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理について権原を有する者から、当該防火対象物の位置、構造及び設備の状況その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項について説明を受けており、かつ、当該事項について十分な知識を有していること。

(防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画)

第四条 統括防火管理者は、令第四条の二第一項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に

(共同防火管理の協議をすべき事項)

第四条の二 法第八条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

応じ、次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を作成し、当該防火対象物の管理について権原を有する者の確認を受けて、別記様式第一号の二の二の届出書によりその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならぬ。当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

一 防火対象物の管理について権原を有する者の当該権原の範囲に関すること。

二 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の一部が当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物の部分の関係者及び関係者に雇用されている者を含む。）以外の者に委託されている防火対象物にあつては、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所並びに当該受託者の行う防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の範囲及び方法に関すること。

三 防火対象物の全体についての消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること。

四 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。

五 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

一 防火対象物の管理について権原を有する者により組織する共同防火管理協議会の設置及び運用に関すること。

二 前号の共同防火管理協議会の代表者（防火対象物の所有者その他の当該防火対象物の管理について権原を有する者のうち主要な者で、共同防火管理協議会を代表するものをいう。第四条の二の七第三項第二号、第四条の二の九第二項第二号、第五十一条の十八第三項第二号及び第五十一条の十九第二項第二号において同じ。）の選任に関すること。

三 統括防火管理者（当該防火対象物の防火管理者となるべき資格を有する者のうち、当該防火対象物全体にわたる防火管理上必要な業務を統括する者をいう。以下同じ。）の選任及び当該統括防火管理者に付与すべき防火管理上必要な権限に関すること。

四 防火対象物全体にわたる消防計画の作成並びにその計画に基づく消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の実施に関すること。

五 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。

六 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

七 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。

六 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、防火対象物の全体についての防火管理に關し必要な事項

2 強化地域に所在する法第八条の二第一項に規定する防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法施行令第四条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十三号に規定する施設（大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者が管理するものを除く。）の統括防火管理者は、前項の防火対象物の全体についての消防計画に第三条第四項各号に掲げる事項を定めなければならない。

3 (略)

4 推進地域に所在する法第八条の二第一項に規定する防火対象物のうち、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第三条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十四号に規定する施設（東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第六条第一項に規定する者が管理するものを除き、東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。）の統括防火管理者は、第一項の防火対象物の全体についての消防計画に第三条第六項各号に掲げる事項を定めなければならない。

八 前各号に掲げるもののほか、共同防火管理に關し必要な事項

2 強化地域に所在する法第八条の二第一項に規定する防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法施行令第四条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十三号に規定する施設（大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者が管理するものを除く。）を含むものの管理について権原を有する者は、前項第四号の消防計画に第三条第四項各号に掲げる事項を定めなければならない。

3 (略)

4 推進地域に所在する法第八条の二第一項に規定する防火対象物のうち、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第三条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十四号に規定する施設（東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第六条第一項に規定する者が管理するものを除き、東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。）を含むものの管理について権原を有する者は、第一項第四号の消防計画に第三条第六項各号に掲げる事項を定めなければならない。

らない。

5 (略)

6 推進地域に所在する法第八条の二第一項に規定する防火対象物のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第三条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十四号に規定する施設（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第六条第一項に規定する者が管理するものを除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。）の統括防火管理者は、第一項の防火対象物の全体についての消防計画に第三条第八項各号に掲げる事項を定めなければならない。

7 (略)

(統括防火管理者の選任又は解任の届出)

第四条の二 法第八条の二第四項の規定による統括防火管理者の選任又は解任の届出は、別記様式第一号の二の二の二による届出書によつてしなければならない。

2 前項の届出書には、選任の届出にあつては、統括防火管理者の資格を証する書面を添えなければならない。

らない。

5 (略)

6 推進地域に所在する法第八条の二第一項に規定する防火対象物のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第三条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十四号に規定する施設（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第六条第一項に規定する者が管理するものを除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。）を含むものの管理について権原を有する者は、第一項第四号の消防計画に第三条第八項各号に掲げる事項を定めなければならない。

7 (略)

(防火対象物の点検及び報告)

第四条の二の四 法第八条の二の二第一項の規定による点検は、一年に一回行うものとする。

2 法第八条の二の二第一項の防火対象物の管理について権原を有する者は、前項の規定により点検を行った結果を防火管理維持台帳(次の各号に掲げるものを編冊したものをいう。)に記録するとともに、これを保存しなければならない。

一 (略)

一 の二 第三条第一項、第三条の二第二項並びに法第八条の二第二項及び法第八条の二の五第二項の届出に係る書類の写し

二 十 (略)

3 5 (略)

(防火対象物の点検基準)

第四条の二の六 法第八条の二の二第一項の総務省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第三条第一項及び第三条の二第二項の届出がされていること。

一 の二・二 (略)

三 法第八条の二第一項に規定する高層建築物又は令第三条の三に規定する防火対象物でその管理について権原が分かれている

(防火対象物の点検及び報告)

第四条の二の四 法第八条の二の二第一項の規定による点検は、一年に一回行うものとする。

2 法第八条の二の二第一項の防火対象物の管理について権原を有する者は、前項の規定により点検を行った結果を防火管理維持台帳(次の各号に掲げるものを編冊したものをいう。)に記録するとともに、これを保存しなければならない。

一 (略)

一 の二 第三条第一項、第四条第一項並びに法第八条の二第二項及び法第八条の二の五第二項の届出に係る書類の写し

二 十 (略)

3 5 (略)

(防火対象物の点検基準)

第四条の二の六 法第八条の二の二第一項の総務省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第三条第一項及び第四条第一項の届出がされていること。

一 の二・二 (略)

三 法第八条の二第一項に規定する高層建築物又は令第四条の二に規定する防火対象物でその管理について権原が分かれている

もの又は法第八条の二第一項に規定する地下街でその管理について権原が分かれているものうち消防長若しくは消防署長が指定するものにあつては、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。

四〇九 (略)

2 (略)

(防火対象物点検の表示)

第四条の二の七 法第八条の二の二第二項の表示は、同条第一項の防火対象物が次の各号に掲げる要件を満たしていない場合は付することができない。

一・二 (略)

2 (略)

3 法第八条の二の二第二項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名

三 (略)

(防火対象物点検の特例)

もの又は法第八条の二第一項に規定する地下街でその管理について権原が分かれているものうち消防長若しくは消防署長が指定するものにあつては、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。

四〇九 (略)

2 (略)

(防火対象物点検の表示)

第四条の二の七 法第八条の二の二第二項の表示は、同条第一項の防火対象物が次の各号に掲げる要件を満たしていない場合は付することができない。

一・二 (略)

2 (略)

3 法第八条の二の二第二項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名(その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の共同防火管理協議会の代表者の氏名)

三 (略)

(防火対象物点検の特例)

第四条の二の八 法第八条の二の三第一項第三号の総務省令で定める基準は、同条第二項に規定する消防長又は消防署長の検査において、次の各号に掲げる要件を満たしていることとする。

一 四 (略)

2 法第八条の二の三第二項の規定による申請は、別記様式第一号の二の二の二の三の申請書により行うものとする。

3 七 (略)

(防火対象物点検の特例認定の表示)

第四条の二の九 法第八条の二の三第七項の表示は、別表第一の二に定める様式により行うものとし、防火対象物の見やすい箇所に付するものとする。

2 法第八条の二の三第七項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第八条の二の三第一項の権原を有する者の氏名

三 (略)

(検定対象機械器具等の範囲から除かれるガス漏れ火災警報設備

第四条の二の八 法第八条の二の三第一項第三号の総務省令で定める基準は、同条第二項に規定する消防長又は消防署長の検査において、次の各号に掲げる要件を満たしていることとする。

一 四 (略)

2 法第八条の二の三第二項の規定による申請は、別記様式第一号の二の二の二の申請書により行うものとする。

3 七 (略)

(防火対象物点検の特例認定の表示)

第四条の二の九 法第八条の二の三第七項の表示は、別表第一の二に定める様式により行うものとし、防火対象物の見やすい箇所に付するものとする。

2 法第八条の二の三第七項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第八条の二の三第一項の権原を有する者の氏名(その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の共同防火管理協議会の代表者の氏名)

三 (略)

(検定対象機械器具等の範囲から除かれるガス漏れ火災警報設備

第三十四条の四 (略)

第三十四条の四 (略)

(型式適合検定の方法)

第三十四条の五 法第二十一条の二第三項に規定する型式適合検定の方法は、立会い方式による方法とする。ただし、製造工程における検査の信頼性が確保されているものとして消防庁長官が定めるものについては、データ審査方式による方法とすることができ

る。
2 型式適合検定は、協会又は登録検定機関の指定した日時に、協会又は登録検定機関の指定した場所において行う。

(立会い方式による型式適合検定の方法)

第三十四条の六 立会い方式による型式適合検定の方法は、協会又は登録検定機関が、前条第二項の規定により指定した場所において、協会又は登録検定機関の職員の立会いの下に、日本工業規格 Z 九〇一五―一による抜取検査方式又はこれに準ずる方法として消防庁長官が認める方法(次条において「型式適合検定抜取検査方式」という。)を用いて、検定対象機械器具等のロットごとに、所要の数を抜き取り、当該検定対象機械器具等が法第二十一条の四第二項の規定に基づく型式承認を受けた型式に適合しているかどうかについて検査を行うものとする。

(データ審査方式による型式適合検定の方法)

第三十四条の七 データ審査方式による型式適合検定を受けようとする者(以下この条において「データ審査方式申請者」という。

)は、別記様式第一号の十二の申請書によりその旨を協会又は登録検定機関に申請しなければならない。

2| 協会又は登録検定機関は、前項に規定する申請に係る型式が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該型式について、データ審査方式による型式適合検定を行うものとする。

一| 当該型式が、直近の立会い方式による型式適合検定において、少なくとも十回以上連続して合格していること。

二| おおむね三ヶ月以内ごとに当該型式に係る検定対象機械器具等の型式適合検定が行われていること。

三| 当該型式に係る検定対象機械器具等を製造する工場、事業所及びこれらに類する施設において、品質を確保する管理体制が確立していること。

3| 協会又は登録検定機関は、前項の規定によりデータ審査方式による型式適合検定を行う場合には、データ審査方式申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

4| データ審査方式による型式適合検定は、次の各号に定める手続により行うものとする。

一| データ審査方式申請者は、製造工場等において、型式適合検

定抜取検査方式を用いて、検定対象機械器具等のロットごとに、所要の数を抜き取り、当該検定対象機械器具等が法第二十一条の四第二項の規定に基づく型式承認を受けた型式に適合しているかどうかについて検査を行う。

二 データ審査方式申請者は、前号の検査の結果を、速やかに、協会又は登録検定機関に報告する。

三 協会又は登録検定機関は、前号の規定により報告された検査の結果を確認し、当該検査に係る審査結果を、速やかに、データ審査方式申請者に通知しなければならない。

(検定対象機械器具等についての試験に係る申請書並びに見本及び書類)

第三十五条 法第二十一条の三第二項の規定による検定対象機械器具等についての試験の申請は、別記様式第二号(型式承認を受けている型式と重要でない部分が異なる型式を有する検定対象機械器具等についての試験の申請にあつては、別記様式第三号)による申請書正副二通によつてしなければならない。

2・3 (略)

4 法第二十一条の三第二項の総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 消防の用に供する機械器具については、設計図二部
- 二 明細書(消火器用消火薬剤については、成分明細書)二部

(検定対象機械器具等についての試験に係る申請書並びに見本及び書類)

第三十五条 法第二十一条の三第二項の規定による検定対象機械器具等についての試験の申請は、別記様式第二号(型式承認を受けている型式と重要でない部分が異なる型式を有する検定対象機械器具等についての試験の申請にあつては、別記様式第三号)による申請書正副二通によつてしなければならない。

2・3 (略)

4 法第二十一条の三第二項の総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 消防の用に供する機械器具については、設計図二部
- 二 明細書(消火器用消火薬剤については、成分明細書)二部

三 工場設備概要調書（検定対象機械器具等の製造設備及び検査設備の概要を記載したもの）一部

四 社内試験成績表一部

五 製造工程概要調書（検定対象機械器具等の製造過程の概要を記載したもの）一部

六 検定対象機械器具等の技術上の規格に関する社内における検査体制に係る調書一部

5
(略)

(型式適合検定の申請書)

第三十九条 法第二十一条の七の規定による型式適合検定の申請は、別記様式第七号による申請書正副二通によつてしなければならない。ただし、当該申請が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて協会又は登録検定機関が定めるものをいう。）により行われる場合にあっては、この限りでない。

(検定等を行う場所の特例)

第三十九条の二 災害その他やむを得ない事由があること、見本の

三 工場設備概要調書（検定対象機械器具等の製造設備及び検査設備の概要を記載したもの）一部

四 社内試験成績表一部

5
(略)

(個別検定の申請書及び方法)

第三十九条 法第二十一条の七の規定による個別検定の申請は、別記様式第七号による申請書正副二通によつてしなければならない。

2| 検定対象機械器具等についての個別検定は、協会又は登録検定機関の指定した日時に、協会又は登録検定機関の指定した場所において行う。

(検定等を行う場所の特例)

第三十九条の二 災害その他やむを得ない事由があること、見本の

運搬が困難であること、検査設備の確保が困難であることその他特別の事情により、協会又は登録検定機関の指定した場所において試験又は型式適合検定（以下この条及び第四章の二において「検定等」という。）を行うことが困難な場合において、協会又は登録検定機関が認めるときは、第三十六条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、検定等の申請をした者（次項において「申請者」という。）の希望する場所において検定等を行うことができる。

2 (略)

(検査の方法等)

第四十四条 法第二十一条の十六の三第一項の規定による検査の方法は、製造又は輸入された自主表示対象機械器具等の形状、構造

、材質、成分及び性能（以下この条において「形状等」という。）

（が法第二十一条の十六の四第一項の規定により届け出られた自主表示対象機械器具等の形状等及び法第二十一条の十六の三第一項の表示を付す位置を記載した設計図書（以下この条において「設計図書」という。）に適合しているかどうかについて、適切な検査設備及び検査方法により確認するものとする。

2| 法第二十一条の十六の三第一項の規定により付すべき表示は、別表第四のとおりとする。

3| 法第二十一条の十六の三第三項の規定により、自主表示対象機

運搬が困難であること、検査設備の確保が困難であることその他特別の事情により、協会又は登録検定機関の指定した場所において試験又は個別検定（以下この条及び第四章の二において「検定等」という。）を行うことが困難な場合において、協会又は登録検定機関が認めるときは、第三十六条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、検定等の申請をした者（次項において「申請者」という。）の希望する場所において検定等を行うことができる。

2 (略)

(適合の表示)

第四十四条

①| 法第二十一条の十六の三第一項の規定により付すべき表示は、別表第四のとおりとする。

械器具等の製造又は輸入を業とする者が検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 自主表示対象機械器具等の種類及び型式
- 二 検査に用いた設計図書
- 三 検査の項目、内容及び判定方法
- 四 検査を行った年月日及び場所
- 五 検査に使用した設備及び測定機器
- 六 検査を実施した者の氏名
- 七 検査を行った自主表示対象機械器具等の数量
- 八 検査の結果
- 九 第一項の設計図書、検査設備又は検査方法を変更した場合は、その変更履歴
- 4 法第二十一条の十六の三第三項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から五年とする。
- 5 第三項に規定する検査記録は、同項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下、この項において同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。なお、電磁的方法により同項の検査記録を保存する場合には、同項の検査記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

(自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出)

第四十四条の二 法第二十一条の十六の四第一項の規定による届出は、型式ごとに別記様式第九号による届出書により行わなければならない。

2 法第二十一条の十六の四第一項第二号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 表示を付そうとする自主表示対象機械器具等の種類及び型式
- 二 表示を付そうとする自主表示対象機械器具等が法第二十一条の十六の三第一項に規定する総務省令で定める当該自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した書類
- 三 表示を付そうとする者が自主表示対象機械器具等の輸入を業とする者である場合においては、当該自主表示対象機械器具等の製造を業とする者の氏名又は名称及び住所又は所在地

3 (略)

(検定等の方法)

第四十四条の七 法第二十一条の四十九第二項の総務省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる業務の区分に従い、当該各号に定める方法によるものとする。

一 (略)

二 法第二十一条の四十五第二号から第四号までに掲げる業務

(自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出)

第四十四条の二 法第二十一条の十六の四第一項の規定による届出は、別記様式第九号による届出書により行わなければならない。

2 法第二十一条の十六の四第一項第二号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 表示を付そうとする自主表示対象機械器具等の種類及び型式
- 二 表示を付そうとする者が自主表示対象機械器具等の輸入を業とする者である場合においては、当該自主表示対象機械器具等の製造を業とする者の氏名又は名称及び住所又は所在地

3 (略)

(検定等の方法)

第四十四条の七 法第二十一条の四十九第二項の総務省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる業務の区分に従い、当該各号に定める方法によるものとする。

一 (略)

二 法第二十一条の四十五第二号から第四号までに掲げる業務

これらの規定に掲げる検定対象機械器具等の試験及び型式適合
検定を第三十四条の五から第三十四条の七まで及び第三十六条
に定める方法により行うこと。

(防災管理に係る消防計画)

第五十一条の八 防災管理者は、令第四十八条第一項の規定により
、建築物その他の工作物の位置、構造及び設備の状況並びにその
使用状況等に応じ、おおむね次に掲げる事項について、当該建築
物その他の工作物の管理について権原を有する者の指示を受けて
防災管理に係る消防計画を作成し、別記様式第一号の二の届出書
によりその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければなら
ない。防災管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

一 防災管理に関する基本的な事項として次に掲げる事項

イ、ニ (略)

ホ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の定期的な実施に
関すること。

へ、チ (略)

二・三 (略)

2 第三条第二項から第九項までの規定は、防災管理に係る消防計
画の作成又は変更に準用する。この場合において、第三条第二項
中「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、「防火対象物」
とあるのは「建築物その他の工作物」と、「勤務している者に限

これらの規定に掲げる検定対象機械器具等の試験及び個別検定
を第三十六条及び第三十九条第二項
に定める方法により行うこと。

(防災管理に係る消防計画)

第五十一条の八 防災管理者は、令第四十八条第二項の規定により
、建築物その他の工作物の位置、構造及び設備の状況並びにその
使用状況等に応じ、おおむね次に掲げる事項について、当該建築
物その他の工作物の管理について権原を有する者の指示を受けて
防災管理に係る消防計画を作成し、別記様式第十四号の届出書
によりその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければなら
ない。防災管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

一 防災管理に関する基本的な事項として次に掲げる事項

イ、ニ (略)

ホ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の 実施に
関すること。

へ、チ (略)

二・三 (略)

2 第三条第二項から第九項までの規定は、防災管理に係る消防計
画の作成又は変更に準用する。この場合において、第三条第二項
中「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と
、
「勤務している者に限

る。第四条第一項第二号、第二十八条の三第四項第二号ハ及び第二十九号第二号において同じ。」とあるのは「勤務している者に限る。」と、「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、「業務（法第十七条の三の三の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等についての点検を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「業務」と、「所在地。第四条第一項第二号において同じ。」とあるのは「所在地」と、同条第三項中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と

、同条第四項、第六項及び第八項中「令第一条の二第三項第一号」とあるのは「令第四十六条」と、「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(防災管理者の選任又は解任の届出)

第五十一条の九 第三条の二の規定は、法第三十六条第一項において準用する法第八条第二項の規定による防災管理者の選任又は解任の届出について準用する。

る。第二十八条の三第四項第二号ハ 及び第

二十九号第二号において同じ。」とあるのは「勤務している者に限る。」と、「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、「業務（法第十七条の三の三の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等についての点検を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「業務」と、同条第三項中「防火管理者」とあるのは

「防災管理者」と、「第一項の」とあるのは「防災管理に係る」と、同条第四項、第六項及び第八項中「令第一条の二第三項第一号」とあるのは「令第四十六条」と

、「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(防災管理者の選任又は解任の届出)

第五十一条の九 第四条の規定は、法第三十六条第一項において準用する法第八条第二項の規定による防災管理者の選任又は解任の届出について準用する。この場合において、第四条第一項中「別記様式第一号の二の二」とあるのは、「別記様式第十五号」と読み替えるものとする。

(統括防災管理者の資格を有する者であるための要件)

第五十一条の十一 第三条の三の規定は、令第四十八条の二の総務省令で定める要件について準用する。この場合において、第三条の三中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、「防火管理上」とあるのは「防火管理上」と読み替えるものとする。

(建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画)

第五十一条の十一の二 第四条の規定は、建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の作成又は変更について準用する。この場合において、第四条第一項柱書き中「統括防火管理者」とあるのは「統括防災管理者」と、「防火対象物の位置」とあるのは「建築物その他の工作物の位置」と、「防火対象物の管理」とあるのは「建築物その他の工作物の管理」と、同項第一号、第二号、第六号及び第七号中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、同項第二号及び第三号中「防火管理上」とあるのは「防火管理上」と、同項第三号中「消火、通報及び避難の訓練その他防火対象物」とあるのは「避難の訓練その他建築物その他の工作物」と、同項第四号中「避難口、安全区画、防煙区画」とあるのは「避難口」と、同項第五号中「火災、地震その他の災害」とあるのは「令第四十五条に掲げる災害」と

(共同防災管理の協議をすべき事項)

第五十一条の十一 第四条の二の規定は、法第三十六条第一項において準用する法第八条の二第一項の総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の二第一項第一号及び第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防災管理協議会」と、同項第三号中「防火管理者」とあるのは「防火管理者」と、「防火管理上」とあるのは「防火管理上」と、同項第四号中「消火、通報、避難の訓練」とあるのは「避難の訓練」と、「防火管理上」とあるのは「防火管理上」と、同項第五号

中「避難口、安全区画、防煙区画」とあるのは「避難口」と、同項第六号中「火災、地震その他の災害」とあるのは「令第四十五条に掲げる災害」と

、「消火活動、通報連絡」とあるのは「通報連絡」と、同項第六号中「火災の際の」とあるのは「令第四十五条に掲げる災害が発生した場合における」と、同項第七号中「防火管理」とあるのは「防災管理」と、同条第二項、第四項及び第六項中「第八条の二第一項に規定する防火対象物」とあるのは「第三十六条第一項に規定する建築物その他の工作物」と、「統括防火管理者」とあるのは「統括防災管理者」と、第三項、第五項及び第七項中「第三条」とあるのは「第五十一条の八第二項において準用する第三条」と読み替えるものとする。

（統括防災管理者の選任又は解任の届出）

第五十一条の十一の三 第四条の二の規定は、法第三十六条第一項において準用する法第八条の二第四項の規定による統括防災管理者の選任又は解任の届出について準用する。

（防災管理点検及び報告）

第五十一条の十二 法第三十六条第一項の建築物その他の工作物の管理について権原を有する者は、同項において準用する法第八条の二の二第一項の規定により点検を行った結果を防災管理維持台帳（次に掲げるものを編冊したものをいう。）に記録するとともに、これを保存しなければならない。

一 （略）

、「消火活動、通報連絡」とあるのは「通報連絡」と、同項第七号中「火災の際の」とあるのは「令第四十五条に掲げる災害が発生した場合における」と、同項第八号中「共同防火管理」とあるのは「共同防災管理」と、同条第二項、第四項及び第六項中「第八条の二第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と、第三項、第五項及び第七項中「第三条」とあるのは「第五十一条の八第二項において準用する第三条」と読み替えるものとする。

（防災管理点検及び報告）

第五十一条の十二 法第三十六条第一項の建築物その他の工作物の管理について権原を有する者は、同項において準用する法第八条の二の二第一項の規定により点検を行った結果を防災管理維持台帳（次に掲げるものを編冊したものをいう。）に記録するとともに、これを保存しなければならない。

一 （略）

二 第五十一条の八第一項、第五十一条の九において準用する第
三条の二第一項、法第三十六条第一項において準用する法第八
条の二第四項及び法第八条の二の五第二項の届出に係る書類の
写し

三〇七 (略)

二〇四 (略)

(防災管理点検の点検基準)

第五十一条の十四 法第三十六条第一項において準用する法第八
条の二第一項の総務省令で定める基準は、次に掲げるものとす
る。

一 第五十一条の八第一項の届出及び第五十一条の九において準
用する第三条の二第一項の届出がされていること。

二〇五 (略)

(防災管理点検の表示)

第五十一条の十五 第四条の二の七第一項及び第二項の規定は法第
三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の表示
について、第四条の二の七第三項の規定は法第三十六条第一項に
おいて準用する法第八条の二の二第二項の総務省令で定める事項
について準用する。この場合において、第四条の二の七第一項及

び第二項中「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」

二 第五十一条の八第一項、第五十一条の九において準用する第
四條第一項、法第三十六条第一項において準用する法第八
条の二第二項及び法第八条の二の五第二項の届出に係る書類の
写し

三〇七 (略)

二〇四 (略)

(防災管理点検の点検基準)

第五十一条の十四 法第三十六条第一項において準用する法第八
条の二第一項の総務省令で定める基準は、次に掲げるものとす
る。

一 第五十一条の八第一項の届出及び第五十一条の九において準
用する第四条第一項の届出がされていること。

二〇五 (略)

(防災管理点検の表示)

第五十一条の十五 第四条の二の七第一項及び第二項の規定は法第
三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第二項の表示
について、第四条の二の七第三項の規定は法第三十六条第一項に
おいて準用する法第八条の二の二第二項の総務省令で定める事項
について準用する。この場合において、第四条の二の七第一項第

一号中

と、同条第一項柱書き中「同条第一項」とあるのは「法第三十六条第一項」と、同項第一号中「第四条の二の四第一項」とあるのは「第五十一条の十二第二項において準用する第四条の二の四第一項」と、同項第二号中「前条第一項に掲げる基準（同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同条第一項第一号から第三号までに掲げる基準。次条において同じ。）」とあるのは「第五十一条の十四に掲げる基準」と、同条第二項中「別表第一」とあるのは「別表第五」と、同条第三項第二号中「法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名」とあるのは「法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名」と、同項第三号中「防火対象物点検資格者」とあるのは「防災管理点検資格者」と読み替えるものとする。

（防災管理点検の特例認定の表示）

第五十一条の十七 第四条の二の九第一項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第七項の表示について、第四条の二の九第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第七項の総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の二の九第一項中「別表第一の二」とあるのは「別表第六」と、「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と、同条第二項第一号中「法第八条の二の三第四項第一号」とあるのは「法第三十六条第一項において準

「第四条の二の四第一項」とあるのは「第五十一条の十二第二項において準用する第四条の二の四第一項」と、同項第二号中「前条第一項に掲げる基準（同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同条第一項第一号から第三号までに掲げる基準。次条において同じ。）」とあるのは「第五十一条の十四に掲げる基準」と、同条第二項中「別表第一」とあるのは「別表第五」と、同条第三項第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防災管理協議会」と

、同項第三号中「防火対象物点検資格者」とあるのは「防災管理点検資格者」と読み替えるものとする。

（防災管理点検の特例認定の表示）

第五十一条の十七 第四条の二の九第一項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第七項の表示について、第四条の二の九第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第七項の総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の二の九第一項中「別表第一の二」とあるのは「別表第六」と、同条第二項第二号中「共同防火管理協議会」とあるのは「共同防災管理協議会」と

用する法第八条の二の三第四項第一号」と、同項第二号中「法第八条の二の三第一項の権原を有する者の氏名」とあるのは「法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第一項の権原を有する者の氏名」と読み替えるものとする。

(防火対象物点検及び防災管理点検の表示)

第五十一条の十八 法第三十六条第四項の表示は、同条第一項の建築物その他の工作物のうち法第八条の二の二第一項の防火対象物であるものが次に掲げる要件を満たしていない場合は付することができない。

一 四 (略)

2 法第三十六条第四項の表示は、別表第七に定める様式により行うものとし、建築物その他の工作物の見やすい箇所に付するものとする。

3 法第三十六条第四項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名

読み替えるものとする。

(防火対象物点検及び防災管理点検の表示)

第五十一条の十八 法第三十六条第三項の表示は、同条第一項の建築物その他の工作物のうち法第八条の二の二第一項の防火対象物であるものが次に掲げる要件を満たしていない場合は付することができない。

一 四 (略)

2 法第三十六条第三項の表示は、別表第七に定める様式により行うものとし、建築物その他の工作物の見やすい箇所に付するものとする。

3 法第三十六条第三項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名(その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物の共同防火管理協議会の代表者及び共同防災管理協議会の代表者の氏名)

三 (略)

(防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示)

第五十一条の十九 法第三十六条第五項の表示は、別表第八に定める様式により行うものとし、建築物その他の工作物の見やすい箇所

2 法第三十六条第五項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第一項の権原を有する者の氏名

三 (略)

三 (略)

(防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示)

第五十一条の十九 法第三十六条第四項の表示は、別表第八に定める様式により行うものとし、建築物その他の工作物の見やすい箇所

2 法第三十六条第四項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第一項の権原を有する者の氏名(その管理について権原が分かれて

いる建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物の共同防火管理協議会の代表者及び共同防火管理協議会の代表者の氏名)

三 (略)

別記様式第1号の2 (第3条、第51条の8関係)

別記様式第1号の2 (第3条、第51条の8関係)

消防計画作成(変更)届出書

年 月 日

消防長(消防署長)(市町村長)殿		防火 管理者	住所	氏名	管理権原者住所	氏名	(法人の場合は、名称及び代表者氏名)
防火 防災		住所	氏名	管理権原者住所	氏名	(法人の場合は、名称及び代表者氏名)	
別添のとおり、防火 防災		管理に係る消防計画を作成(変更)したので届け出ます。					
防火対象物	の所在地						
又は	建築物その他の工作物の名称						
防火対象物	の名称						
又は	建築物その他の工作物の名称						
(変更の場合は、変更後の名称)							
防火対象物	の用途	合別添第1 ()項					
建築物その他の工作物							
(変更の場合は、変更後の用途)							
その他必要な事項							
(変更の場合は、主要な変更事項)							
※ 受付欄		※ 経過欄					

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 「防火 防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- ※印の欄は記入しないこと。

別記様式第1号の2 (第3条、)

別記様式第1号の2 (第3条、)関係)

消防計画作成(変更)届出書

年 月 日

消防長(消防署長)(市町村長)殿		防火 管理者	住所	氏名	管理権原者住所	氏名	(法人の場合は、名称及び代表者氏名)
防火 防災		住所	氏名	管理権原者住所	氏名	(法人の場合は、名称及び代表者氏名)	
別添のとおり、防火 防災		消防計画を作成(変更)したので届け出ます。					
防火対象物	の所在地						
防火対象物	の名称						
(変更の場合は、変更後の名称)							
防火対象物の用途	の用途						
その他必要な事項							
(変更の場合は、主要な変更事項)							
※ 受付欄		※ 経過欄					

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- ※印の欄は記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の2（第4条、第51条の11の2関係）

（略）

別記様式第1号の2の2の2の2（第4条の2、第51条の11の3関係）

（略）

別記様式第1号の2の2の2の3（第4条の2の8関係）

（略）

別記様式第1号の11（第34条の2の3関係）

（略）

別記様式第1号の12（第34条の7関係）

（略）

別記様式第2号（第34条の2の3関係）

（略）

記様式第1号の2の2の2（第4条の2の8関係）

（略）

別記様式第1号の11（第34条の2の3関係）

（略）

別記様式第2号（第34条の2の3関係）

（略）

別記様式第7号 (第39条関係)

別記様式第7号 (第39条関係)

型式適合検査申請書					年	月	日
日本消防検定協会 股 (登録検定機関)							
申請者 住所 氏名 [法人の場合は、名称及び代表者氏名] ⑩ 電話番号							
下記について、型式適合検査を申請します。 記							
種別	型式	受検物	型式番号				
申請数量		製造番号	No. ~No.				
受検希望年月日							
受検希望場所							
型式適合検査方式							
手数料	単価	円	合計	円			
備考							

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第7号 (第39条関係)

別記様式第7号 (第39条関係)

個別検査申請書					年	月	日
日本消防検定協会 股 (登録検定機関)							
申請者 住所 氏名 [法人の場合は、名称及び代表者氏名] ⑩ 電話番号							
下記について、個別検査を申請します。 記							
種別	型式	受検物	型式番号				
申請数量		製造番号	No. ~No.				
受検希望年月日							
受検希望場所							
手数料	単価	円	合計	円			
備考							

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第14号（第51条の8関係）

（望）

別記様式第15号（第51条の9関係）

（望）